

関川村世帯向け民間賃貸共同住宅建設促進事業補助金【概要版】

関川村大字下関 106 番地 10 及び下関 106 番地 11 の村有地を購入し、民間アパートを建設する方（法人・個人）を対象に、建設費を補助します。（土地購入費は補助対象外）

【対象区域】

関川村大字下関 106 番 10（391.08 ㎡）

関川村大字下関 106 番 11（229.67 ㎡）

【土地価格】

地番	面積	金額
106 番 10	391.08 ㎡	
106 番 11	229.67 ㎡	
計	620.75 ㎡	6,985,920 円

【対象者】

対象区域の土地を購入し、その区域に賃貸共同住宅を建設し、その所有者となる法人または個人であり、以下の要件を全て満たしている方

- 1 法人の場合、村内に事業所を有すること
- 2 個人の場合、村内に住所を有すること
- 3 建設する賃貸共同住宅が、専ら自己もしくは自己の親族又は、特定の事業者等の従業員等に限定して入居させるためのものでないこと（ただし、世帯向けに入居募集した上で申込がない場合はその限りではない）
- 4 公租公課に滞納がないこと
- 5 暴力団員により不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員ではないこと

【対象住宅】

以下の要件を満たす住宅

- 1 2 の居住室を有する住戸形式（以下「2LDK」という。）または3 の居住室を有する住戸形式（以下「3LDK」という。）とし、5 の戸数を有する賃貸共同住宅であること
- 2 建築基準法で規定する共同住宅または長屋形式であること
- 3 賃借人となる者以外に同居する者が居住するに十分な広さを有すること
- 4 各住戸に玄関、便所、浴室、台所が設置されていること
- 5 1 住戸につき、車 2 台の駐車場（アスファルト舗装または、同等以上の構造のものに限る）

及びおおむね2㎡程度の物置を設置すること

- 6 各住戸について、補助金の交付の決定を受けた日から起算して10年を経過する日までの間は、配偶者又は同居者がいる世帯向けに入居募集を行い、当該応募者との賃貸借契約の締結により入居者を決定すること（ただし、世帯向けに入居募集した上で申込がない場合はその限りではない）
- 7 入居者に係るごみ置き場に関し、村の関係課等との協議に基づき必要な措置を講ずること。
- 8 当該賃貸共同住宅等および付帯施設について、環境不良の状態にならないよう、維持管理に必要な措置を講ずること
- 9 入居者に対し、自治会活動等の地域活動への積極的な参加及び協力を要請すること
- 10 消雪設備は、村と協議のうえ設置すること

【補助額】

建設する賃貸共同住宅（土地購入費を除く）の建設費の40%以内（10万円未満切捨）ただし、2,000万円を限度とする。

【募集期間】

令和2年10月6日～令和2年11月10日まで

【申請手続きの流れ】

- ① 交付認定申請書の提出
- ② 交付認定申請の内容審査（村）
- ③ 交付認定者の決定
- ④ 交付申請書の提出
- ⑤ 交付申請の内容審査（村）
- ⑥ 交付決定
- ⑦ 建設工事着手
- ⑧ 実績報告書の提出
以下の工程が完了した段階で提出すること
 - ・建築基準法の検査済証が発行されている
 - ・工事を終え、建設業者に支払が完了している
 - ・建設業者から建設工事費の領収書を受領している
 - ・土地、建物共に必要な登記が完了している
- ⑨ 実績報告書の審査（村）
- ⑩ 現場検査の実施

- ⑪ 補助金額の確定
- ⑫ 補助金の交付請求
- ⑬ 補助金の支払

【交付決定の取消事項について】

下記のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

なお、交付決定を取り消した場合、すでに補助金の交付がされているときは、補助金の全部または一部を返還していただく場合があります。

- ①虚偽の申請、その他不正行為により補助金の交付決定を受けたとき
- ②要綱第 7 条第 2 項に規定する条件を故意に履行していないと認めるとき
- ③交付された補助金を目的外に使用し、又はその受ける権利を他人に譲渡し、もしくは担保に供したとき
- ④補助金の交付決定を受けた日から起算して 10 年を経過する日までの間に当該賃貸共同住宅を取り壊し、若しくは改築し、又は用途を変更したことにより賃貸共同住宅の要件を欠いたとき
- ⑤賃貸共同住宅の所有権の権原を他人に譲渡し、若しくは転売した場合であって、補助金の交付決定を受けた日から起算して 10 年を経過する日までの間に賃貸共同住宅の要件を欠き、又は新たな所有者が要綱第 4 条に規定する補助対象者の要件を満たしていないと村長が認めるとき
- ⑥建築基準法及び関係法令、当該要綱に違反したとき